公　示　送　達

次に掲げる者の住所等が不明であるため、介護保険法第１４３条において準用する地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達をします。

送達を受けるべき書類は当市役所福祉健康部長寿課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

なお、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和８年１１月１６日

刈谷市長　　稲　垣　　武

送達を受けるべき者の名前（名称）	送達を受けるべき書類
ハヤシ　ハルキチ 林　春吉	令和８年度第３期督促状
ラニット　グレイス　ディグ ラニット　グレイス　ディグ	介護保険料過誤納金還付通知書 令和８年度介護保険料額変更通知書